

松山アンバサダー拡大事業 業務委託仕様書

〔1〕 委託業務名 松山アンバサダー拡大事業 業務委託

〔2〕 目 的

平成 29 年度に策定した第 6 次松山市総合計画後期基本計画では、「わがまち松山への愛着と誇りの醸成による住み続けたいまちづくりプロジェクト」を重点的な取り組みとして位置付けている。

また、令和元年度に策定した第 2 期松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「松山への定着と新しい人の流れをつくる」を基本目標とし、移住・定住を促進する取り組みを展開する。

本事業を展開することにより、地元の学生を主体としたプロジェクトチーム「マツワカ」のメンバーが松山への愛着を醸成し、松山の魅力に気付き、アンバサダーとして情報を発信することで、松山に住み続ける又は U ターンする人材を増やす。

〔3〕 履行期間 契約締結日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日まで

〔4〕 履行場所 市長が指定する場所

〔5〕 業務内容

若者自らが松山を好きになり、松山ファンの輪の広がりを目指すため、松山の魅力を体感し、松山に対する愛着や誇りを高めていく活動を企画・運営する。

地元の学生を主体とした若者によるプロジェクトチーム「マツワカ」を結成し、ミーティングでチームの意見を基に若者目線を取り入れるとともに、地元企業や大学、高校、専門学校等と連携した事業を展開する。

具体的には、地元で活躍する先輩を取材し、記事を作成する「先輩インタビュー」、地元企業の課題解決策をプレゼンテーションする「企業コンサルティング」、地元学生等を広く募る「若者参加イベント」、それらの活動をウェブサイト「マツワカ」に掲載し、効果的に発信する。また、Instagram や Twitter で松山の魅力を発信する「SNS での情報発信」も積極的に行う。

〔6〕 業務項目

1. プロジェクトチーム「マツワカ」の結成・運営

地元学生を中心としたプロジェクトチーム「マツワカ」を結成し、定例ミーティングを運営する。

(1) プロジェクトチームの活動方針立案

若者目線による松山の魅力を市内外に広く発信するためにプロジェクトチーム「マツワカ」の活動方針を立案する。

(2) プロジェクトチームの結成・運営

プロジェクトチーム「マツワカ」のメンバー募集及びチームの結成を行い、定例ミーティングの運営やメンバーからの意見の取りまとめを行い、完了報告までの一連の業務を実施する。

(3) 定例ミーティング

市内の会議室等で月1回程度定例ミーティングを行い、ミーティングの様子を写真や動画で撮影する。

2. 先輩インタビューの実施

マツワカメンバーが地元で活躍する先輩をインタビューし、ウェブサイト「マツワカ」の記事を作成する。

(1) 取材対象者の決定

マツワカメンバーが取材したい企業や人をヒアリングし、決定する。

(2) 取材の調整

取材対象者の決定後、取材日を調整し、マツワカメンバーに取材のレクチャーを行うとともに、取材に立ち会う。また、取材の様子を写真で撮影する。

(3) 記事の確認

マツワカメンバーの記事を取材対象者や市担当者に共有し、確認・校正を行う。

3. 地元企業へのプレゼンテーションによる商品開発などの実施（企業コンサルティング）

マツワカメンバーが若者の視点で地元企業の課題解決策をプレゼンテーションし、商品開発や販売促進等を行う。

(1) 企業の選定

マツワカの活動を理解し、商品開発や販売促進等に協力いただける地元企業をリストアップし、マツワカメンバーの意見を参考に、企業を選定する。

(2) 企業との調整

企業選定後、定例ミーティングの案内や市担当者との打合せの調整等を行う。

(3) 記事の作成

定例ミーティングでのディスカッションやプレゼンテーションをもとに、ウェブサイト「マツワカ」の記事を作成する。

4. 松山アンバサダーの拡大に向けた施策の実施

松山アンバサダーを拡大させるために、マツワカメンバー以外の地元学生等を広く参画させ、地元の社会人・企業と協同で松山への愛着の醸成や新たな魅力発見につながるイベントを実施する。

(1) 若者イベントの企画立案

高校生・大学生・専門学校生など若者世代の人たちに広く参加してもらう若者イベントについて企画を立案する。

(2) 若者イベントの告知・実施・運営

松山の魅力を体感するプロジェクトをメディア露出につながる形で実施する。参加者の募集の告知から事業の実施・完了報告までの一連の業務を実施する。

5. ウェブサイト「マツワカ」の更新

マツワカメンバーや関係機関の意見を基に、若者目線による松山の魅力を発信するツールとして

ウェブサイト「マツワカ」を更新する。

(1) ウェブサイトの更新

若者目線で松山の魅力を訴求するとともに、分かりやすくデザイン性の高いサイト構成で情報を発信する。

(2) 対応端末

パソコン(Windows10 以上、MacOS 最新版)並びに iOS 最新版、AndroidOS 最新版をプラットフォームとした各スマートフォンにて紹介する既存のコンテンツを維持管理すること。なお、当該コンテンツの維持管理に必要となるサーバー等ハードウェア、ネットワーク及びデータベース等ソフトウェア等については、すべて受託者において管理すること。

6. Twitter 及び Instagram のフォロワー増加促進施策の実施

SNS 広告や YouTube、TikTok 等を効果的に活用し、Twitter 及び Instagram のフォロワー増加促進施策を実施する。

(1) 地元学生等へのフォロー促進

地元学生等へ Twitter 及び Instagram のフォローを促す企画を実施する。

(2) インターネット広告の実施

ウェブ広告用のバナーデザインを制作し、Google 及び SNS 等のインターネット広告を実施する。

(3) SNS の活用

若者の定住・U ターンの促進につながるように、既存の Twitter (@matsuwaka_ehime) 及び Instagram (@matsuyamawakamono) を活用し、効果的な情報を発信する。

(4) フォロワーの分析

Twitter 及び Instagram のフォロワーの属性など配信により得られたデータを分析し、今後の施策展開に生かす。

7. 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

本業務の目的を達成するための独自提案を可能とする。

ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

8. 定期ミーティング（業務報告会）

本業務の進め方の協議や進行管理・成果等について、常に松山市と連携を図り、情報共有しながら適切な業務が遂行されるよう、原則、松山市役所において定期ミーティングを行う。

〔7〕その他運営上の要件

1. 実施体制

実施体制には、業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

2. 年間の事業実施スケジュール（事業計画書）の作成

契約締結後、年間の事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。

3. 事業実績報告書の作成

事業実施後において、事業実績報告書を作成し、提出すること。

4. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

各業務を履行するにあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底すること。

〔8〕 成果品

1. 事業実績報告書

〈内 容〉 本委託業務により実施した活動実績

〈数 量〉 印刷物 1 部および電子データ

2. 業務完了報告書

〈内 容〉 松山市指定様式

(電子データのファイル形式) ※データ形式は別途協議する。

※納品場所 松山市二番町四丁目 7 番地 2

松山市役所 坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課

〔9〕契約に関する条件等

1. 一括再委託等の制限

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、書面により松山市の承認を得なければならない。

2. 成果品の利用及び著作権

- (1) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに松山市に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品に掲載する画像データを外部に提供しようとする際は、受託者と協議の上決定するものとする。
- (2) 松山市は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。
- (3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

3. 業務の履行に関する措置

松山市は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に松山市に書面で通知しなければならない。

4. 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

5. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

6. 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ松山市と協議のうえ、承認を得ること。